

## 【別紙様式1】 国庫納付に関する条件「無」 地方公共団体

### 4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ ( ②ア ②イ ②ウ ②エ )

2 地方公共団体以外の者 (1)→ ( ②ア～ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ )

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

\*\*\*\*\* 承認条件としての納付金 「無」 \*\*\*\*\*

### 第3の1 (1) 地方公共団体

- ② 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であつて、次に掲げるもの
- ア 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であつて、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの (有償譲渡及び有償貸付を除く。)
  - イ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
  - ウ 道路の拡張整備等の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等 (相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。)
  - エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(注) 「イ」において施設の一部を他の目的に使用する場合は、当該部分の転用に当たるため、転用の手続を要する。